

**新潟県条例第38号**

新潟県公安委員会等の権限に属する事務に係る手数料条例の一部を改正する条例

新潟県公安委員会等の権限に属する事務に係る手数料条例（平成12年新潟県条例第51号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「追加号」という。）を加える。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び追加号を除く。以下「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>（自動車の保管場所の確保等に関する法律関係手数料）</p> <p><b>第9条</b> 自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和37年法律第145号。以下この条において「法」という。）<u>第4条第1項本文に規定する自動車の保管場所の確保を証する書面の交付を申請しようとする者又は同項ただし書に規定する当該書面に相当する通知を行うべきことを申請しようとする者は、1件につき2,200円の手数料を納めなければならない。</u></p> <p>2 （略）</p> <p>（手数料の納入方法）</p> <p><b>第13条</b> 手数料は、条例で定める証紙により納めなければならない。ただし、<u>次の各号に掲げるもの</u>にあつては、この限りでない。</p> <p><u>(1) 第2条第4項の規定により指定試験機関に納める手数料</u></p> <p><u>(2) 第8条第8項の規定により指定講習機関に納める手数料</u></p> <p><u>(3) 第9条第1項に規定する手数料（自動車の保管場所の確保を証する書面に相当する通知を行うべきことの申請に係るものに限る。）</u></p> <p><u>(4) 第9条第2項に規定する手数料（前号の申請を行う者に対する保管場所標章の交付に係るものに限る。）</u></p> <p>2 （略）</p>	<p>（自動車の保管場所の確保等に関する法律関係手数料）</p> <p><b>第9条</b> 自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和37年法律第145号。以下この条において「法」という。）<u>第4条第1項に規定する自動車の保管場所の確保を証する書面の交付を申請しようとする者は、1件につき2,200円の手数料を納めなければならない。</u></p> <p>2 （略）</p> <p>（手数料の納入方法）</p> <p><b>第13条</b> 手数料は、条例で定める証紙により納めなければならない。ただし、<u>第2条第4項の規定により指定試験機関に納めるもの及び第8条第8項の規定により指定講習機関に納めるもの</u>にあつては、この限りでない。</p> <p>2 （略）</p>

**附 則**

この条例は、平成30年1月1日から施行する。